

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	大阪市 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 重点項目評価書【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務で特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に機密保護等の誓約書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

令和5年6月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	統合基盤システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。付番した団体内統合宛名番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能。 2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能。 5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバーや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能。 6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 税務システム</div> <div style="width: 100%;"><input type="checkbox"/> その他（中間サーバー、連携するすべてのシステム）</div> </div>

システム2～5

システム2

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合基盤システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

システム3

①システムの名称	税務事務システム(当該事務で利用する範囲のみ)
----------	-------------------------

②システムの機能	<p>1. 個人住民税機能</p> <p>1月1日時点で大阪市内に住所がある個人及び大阪市内に事務所・事業所や家屋敷がある個人を納税義務者として、納税義務者に対し給与や公的年金等を支払っている者を特別徴収義務者として管理し、課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出された市・府民税申告書、国税庁から国税連携システムを経由して授受した確定申告書、特別徴収義務者から提出された給与支払報告書や公的年金等支払報告書等の情報を基に、納税義務者毎の課税額を算出し、納税義務者及び特徴義務者単位で管理すると共に、扶養関係等の各種調査結果や各納税義務者からの減免申請等に基づき課税額の変更を行う。また、課税額を決定する上で必要となる、生活保護の受給状況・障がい者手帳の交付状況、国民健康保険料や介護保険料の納付状況等の情報について福祉局等の住民情報系基幹システムからリンケージにより情報を取得し管理する。さらに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。</p>
----------	--

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム、中間サーバー、統合基盤システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、市営住宅管理システム、医療費公費負担システム)	

システム6～10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の第101の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第10条
--------	--

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第2の第121の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 	

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当
②所属長の役職名	市民局長

7. 他の評価実施機関

なし

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・【令和3年度】令和3年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和3年12月10日時点で本市に住民登録している者。 ・【令和4年度】令和4年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和4年6月1日時点で本市に住民登録している者。
その必要性	給付金の支給を適切に判定するため、他の市区町村の課税状況の確認が必要。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報・・・対象者を正確に特定するため。 ・連絡先等情報・・・正確に本人特定するため。 ・業務関係情報(地方税関係情報)・・・適切な支給判定のため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和4年1月28日
⑥事務担当部署	市民局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当

委託事項2～5	
委託事項2	
令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける家計急変世帯等支給管理用データ作成業務委託	
①委託内容	非課税世帯・家計急変世帯の対象者(本人申請の場合を含む)の支給管理をするためのデータベースに連携するための、住民基本台帳の基礎データの作成
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 契約書において、受託者は、再委託の承諾に係る申請があった場合は、本市は申請の内容を審査して、再委託が適当であると判断した場合にのみ承諾することとしている。
	⑥再委託事項 令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける家計急変世帯等支給管理用データ作成業務委託における作業3件
委託事項3	
令和4年度住民税非課税世帯臨時特別給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける確認書データ作成業務委託	
①委託内容 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者(本人申請の場合を含む)の支給管理をするためのデータベースに連携するための、住民基本台帳の基礎データの作成	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 契約書において、受託者は、再委託の承諾に係る申請があった場合は、本市は申請の内容を審査して、再委託が適当であると判断した場合にのみ承諾することとしている。
	⑥再委託事項 令和4年度住民税非課税世帯臨時特別給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける確認書データ作成業務委託における作業6件
委託事項4	
令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対応のための税務事務システム改修業務委託	
①委託内容 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象世帯を特定することを目的とした税務事務システムの改修等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社日立製作所 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 契約書において、受託者は、再委託の承諾に係る申請があった場合は、本市は申請の内容を審査して、再委託が適当であると判断した場合にのみ承諾することとしている。
	⑥再委託事項 大阪市税務事務システム整備業務に係る一部設計・改修・試験作業

委託事項5		令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対応のための税務事務システム改修業務委託(その2)
①委託内容		令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象世帯を特定することを目的とした税務事務システムの改修等(判定条件追加対応)
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立製作所 関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書において、受託者は、再委託の承諾に係る申請があった場合は、本市は申請の内容を審査して、再委託が適当であると判断した場合にのみ承諾することとしている。
	⑥再委託事項	大阪市税務事務システム整備業務に係る一部設計・改修・試験作業
委託事項6～10		
委託事項6		令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対応のための税務事務システム改修業務委託
①委託内容		令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象世帯を特定することを目的とした税務事務システムの改修等
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立製作所 関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書において、受託者は、再委託の承諾に係る申請があった場合は、本市は申請の内容を審査して、再委託が適当であると判断した場合にのみ承諾することとしている。
	⑥再委託事項	大阪市税務事務システム整備業務に係る一部設計・改修・試験作業
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>【特定個人情報の保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報はシステム用ファイルとして税務事務システム及び統合基盤システムのサーバー、中間サーバー内に格納している。 <p>【保管場所の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務事務システム及び統合基盤システムのサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)内のサーバー室に設置している。 ・中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)は入館時に警備員による身分証明書による本人確認、ICカード認証を実施しており、退館時にもICカード認証を実施している。また、サーバー室についてはICカードと生体認証装置により入退室認証を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル)

副本照会結果レコード/キー情報/事務コード/事務手続コード/特定個人情報名コード/情報照会内容電文メッセージID/情報照会内容レコード識別番号/情報照会条件/中間サーバ等登録日時/特定個人情報(個人住民税情報)/課税年度/課税年度・値無事由/総所得金額/総所得金額・値無事由/合計所得金額/合計所得金額・値無事由/扶養控除情報:一般/扶養控除情報:一般・値無事由/扶養控除情報:特定/扶養控除情報:特定・値無事由/扶養控除情報:老人/扶養控除情報:老人・値無事由/16歳未満扶養者数/16歳未満扶養者数・値無事由/市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額/市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額・値無事由/市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】/市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】・値無事由/市町村民税_寄附金税額控除額/市町村民税_寄附金税額控除額・値無事由/市町村民税_寄附金税額控除額【税源移譲前】/市町村民税_寄附金税額控除額【税源移譲前】・値無事由/市町村民税所得割額/市町村民税所得割額・値無事由/市町村民税所得割額【税源移譲前】/市町村民税所得割額【税源移譲前】・値無事由/市町村民税均等割額/市町村民税均等割額・値無事由/住民登録外課税の有無/住民登録外課税の有無・値無事由/住民登録外課税者の課税地市区町村コード/住民登録外課税者の課税地市区町村コード・値無事由(統合基盤システム)個人番号/統合宛名番号/氏名(漢字)/氏名(カナ)/住所/生年月日/性別/業務システム固有宛名番号/異動事由/識別項目/識別項目2/識別項目3/識別項目4/登録日時/更新日時(中間サーバ)情報提供用個人識別符号/情報提供記録

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外で特定個人情報を入手していない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から税務事務システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に関係する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修及び確認書データ作成の業務委託契約を締結しており、データ処理は、システム改修により組み込まれたプログラムにより一括処理される。 ・税務事務システムを利用する委託事業者の従業者を特定し、ユーザIDを割り当てるとともにIDとパスワードによる認証を行う。 <統合基盤システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従業者にのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともに体系的に変更を求める設定としている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
契約において、特定個人情報の使用条件、基準が定められており、それに基づいて、委託事業者の従業者が処理するため、権限のない職員等が恣意的な処理を行う余地はない。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書において、次の事項を定めている。 ・個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。 ・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める。 ・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供を禁止する。 ・個人情報等の外部への持ち出しを禁止する。 ・個人情報を複写又は複製を禁止する(本市の同意を得た場合を除く。) ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能とする。 ・一括再委託等を禁止する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・個人情報保護の遵守を契約書に記載している。 ・業務に対する再委託先従事者の名簿を提出させている。	
その他の措置の内容	損害賠償に関する内容を契約内容に記載し、けん制機能を働かせる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に基づいて、委託事業者の従業者が処理することとしている。 ・システム改修により、支給対象者を選定処理するプログラム仕様としている。 ・事務手続コード(高額障害児通所給付事務)により取得情報を制御している。 ・アクセス権限の管理を行うとともに、システムへのアクセス記録を残している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・物理的対策として、中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・技術的対策として、中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。また、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行い、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・年1回、全職員を対象に、特定個人情報の適切な取扱い等情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・委託事業者に対しては、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、業務者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者に対し実施するよう求めている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
③法令による特別の手続	なし
④個人情報ファイル簿への不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市民政局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当 電話:06-6208-7323 FAX:06-6202-7073
②対応方法	・問い合わせ内容を十分聴き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に関わる問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年9月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

